

## 第5章 こどもまんなか社会へ向けての施策

### 1 地域における子育ての支援

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

##### 1 一時預かり事業

○保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において不定期で一時的に預かる。

○当該事業実施施設の周知を行う。

⇒P86 地域子ども・子育て支援事業(11)  
⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

##### 2 放課後児童クラブ

○就労、疾病その他の理由により、昼間保護者が家にいない家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を行う。

⇒P75～P81 地域子ども・子育て支援事業(3)  
⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

##### 3 病児・病後児保育

○病気の回復期にあるこどもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる。

○病後児対応型と体調不良児対応型を行う。

○当該事業実施施設の周知を行う。

⇒P87 地域子ども・子育て支援事業(12)  
⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

##### 4 ファミリー・サポート・センター事業(ラビットくん)

○子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」において、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人(利用会員)と援助を行うことを希望する人(協会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

○子育て緊急サポートセンターのサポーター養成講座を実施する。

⇒P88 地域子ども・子育て支援事業(13)  
⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

##### 5 子育て短期支援事業

○保護者の疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、家庭でこどもの養育をすることが困難になった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う。また、夜間・休日に児童養護施設などで保護し、生活指導、食事の提供を行う。

⇒P82 地域子ども・子育て支援事業(4)  
⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭相談室

|    |                   |                                                                                                                                                         |                |
|----|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6  | <b>こども家庭センター</b>  | <p>○こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、こどもや子育て家庭に対して児童福祉機能および母子保健機能による包括的な支援を切れ目なく提供する。</p> <p>⇒P72 地域子ども・子育て支援事業(1)<br/>⇒ヤングケアラーへの支援</p>                             | こども家庭相談室／保健医療課 |
| 7  | <b>子育て支援センター</b>  | <p>○子育て支援センターにおいて、妊婦、乳幼児期からの子育てに関する相談や交流、情報提供を行う。</p> <p>○子育て支援センターの一層の周知を徹底し、事業を充実させる。</p> <p>⇒P72 地域子ども・子育て支援事業(1)<br/>⇒ヤングケアラーへの支援</p>               | こども家庭課         |
| 8  | <b>児童家庭支援センター</b> | <p>○児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う等、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る施設。</p> <p>⇒ヤングケアラーへの支援</p>                    | 佐賀県            |
| 9  | <b>乳幼児相談</b>      | <p>○保健センターや公民館等において、発育測定、栄養、歯科保健等の乳幼児相談および育児不安についての相談を実施する。</p> <p>○予防接種の受け方などの指導の徹底などを継続して実施する。また、むし歯予防や離乳食の進め方などの指導を継続して行う。</p>                       | 保健医療課          |
| 10 | <b>療育相談</b>       | <p>○北部地域障がい者相談支援センターにおいて、障がいのあるこどもや障がいのある可能性のあるこども、またそのこどもの家族等が抱えている不安や悩みに関する相談を、電話または訪問等により受け付け、必要に応じて専門機関等への連絡・調整等を行う。</p> <p>⇒ヤングケアラーへの支援</p>        | 障がい者支援課        |
| 11 | <b>就労支援事業</b>     | <p>○ハローワークと連携し、児童扶養手当を受給している人に対して、就職を支援する。</p>                                                                                                          | こども家庭相談室       |
| 12 | <b>子育てガイドブック</b>  | <p>○唐津市における子育て支援事業を掲載した子育てのための支援ガイドブックを作成し配布する。</p> <p>○妊娠届・転入や出生届の際に、児童の保護者へ配布することで、子育て支援事業の周知を行い、読みやすい誌面づくりと内容の充実努める。</p> <p>○今後、電子、アプリでの提供を検討する。</p> | こども家庭課         |

|    |                            |                                                                                                                                              |        |
|----|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 13 | <b>こどもの居場所等支援コーディネート事業</b> | <p>○唐津市のこどもの居場所等支援コーディネーターを配置し、こども食堂・こどもの居場所・こども宅食への物的・経済的・人的支援のマッチングや相談支援を行う。</p> <p>○こども食堂・こどもの居場所・こども宅食実施団体やその支援者を対象にネットワーク会議や研修会を行う。</p> | こども家庭課 |
| 14 | <b>からつの赤ちゃん応援事業</b>        | <p>○「からつ子応援ギフト」で赤ちゃん誕生をお祝いするとともに、ギフト配付時に子育てに関する相談業務・市が実施する子育て支援事業の周知を行う。</p>                                                                 | こども家庭課 |

## (2) 保育サービスの充実

|   |                 |                                                                                                                                              |        |
|---|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 | <b>通常保育事業</b>   | <p>○保育の必要性についての認定に基づき、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）および特定地域型保育事業で保育する。</p> <p>⇒P69～P71 幼児期の教育・保育</p>                                              | こども家庭課 |
| 2 | <b>延長保育事業</b>   | <p>○保護者の負担軽減のため、保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う。</p> <p>⇒P74 地域子ども・子育て支援事業(2)</p>                                                             | こども家庭課 |
| 3 | <b>障がい児保育事業</b> | <p>○保育所において、心身に障がいのある児童の保育を行う。</p> <p>○市内全保育所が実施体制を整えている。</p>                                                                                | こども家庭課 |
| 4 | <b>認可外保育施設</b>  | <p>○保育所と同様の乳幼児の保育を目的とする施設で保育を行う。地域的事情、規模、保護者のニーズ等を考慮しながら取り組む。</p> <p>○認可外保育施設指導監督基準を満たす運営が行われているか確認し、質の確保に努める。</p> <p>⇒P69～P71 幼児期の教育・保育</p> | こども家庭課 |
| 5 | <b>時間外預かり保育</b> | <p>○幼稚園において、正規の教育時間終了後も園児を幼稚園で過ごさせる預かり保育を実施する。</p> <p>○今後も1号認定の預かり保育を継続し、就労等で家庭保育ができない子育て世代の支援を図る。</p> <p>⇒P74 地域子ども・子育て支援事業(2)</p>          | こども家庭課 |

## 6 保育の質の向上

○保育士となる人の就職（復職）に伴う出費の負担を軽減するため、「保育士応援事業」を実施し、準備金を給付する。

○研修会や第三者評価等により保育士の資質向上を目指す。

こども家庭課

## 7 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援事業）

○0歳6か月から3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で預かりを行う。

⇒P90 地域子ども・子育て支援事業(17)

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

## （3）子育て支援ネットワークづくり

### 1 地域子育て支援拠点事業

○公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う。

⇒P85 地域子ども・子育て支援事業(10)

こども家庭課

### 2 子育てサークルの育成支援

○親子遊びや他の親子との交流、また、保健師等の相談・指導を通じて地域での子育て支援および子育ての不安を解消するため、子育てサークルの周知を行う。

○市報等で園の実施スケジュールについて周知を行う。

保健医療課／こども家庭課

## （4）児童の健全育成

### 1 放課後子ども教室

○こどもたちの放課後、週末等の安全・安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域の多様な方々の参画を得て、こどもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。また、放課後児童クラブとの一体的な活動に向け協議を進める。

生涯学習文化財課

### 2 相談・支援体制の確立

○青少年の健全育成および非行を防止するための相談・補導等の活動を行うとともに、地域・学校・警察等関連機関との連携を強化する。

生涯学習文化財課

### 3 社会環境の浄化

○有害図書・薬物等の追放および飲酒・喫煙防止について、業界団体・事業者へ販売自粛等の要請を関係機関との連携により行う。

生涯学習文化財課

## (5) 子育てに伴う経済的支援の充実

### 1 児童手当

○家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成および資質の向上のため、高校生年代までの児童を養育している保護者等に手当を支給する。

こども家庭課

### 2 子どもの医療費助成制度

○こどもの保健の向上と福祉の増進のため、0歳から高校生年代までのこどもに係る医療費の一部を現物給付により助成する。

こども家庭課

### 3 児童の心臓病医療費の助成

○児童の心臓病に係る医療費の一部を助成する。事業周知に努め充実させる。

こども家庭課

### 4 保育料の軽減

○2歳児以下は保育料無償化対象外のため、2歳児以下を対象として実施する。

○引き続き、国の基準よりも多子判定の範囲を拡充し、保育料の軽減を継続する。

こども家庭課

### 5 妊婦のための支援給付事業

○全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、給付金の支給により経済的な負担軽減を図る。

○妊婦との面談を行い、妊娠期から心身の状況や環境等を把握し、切れ目のない支援につなげる。

保健医療課

### 6 小学校就学援助・中学校就学援助

○経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等就学のための援助を行う。

学校支援課

### 7 唐津市奨学金

○高校、大学等に進学希望者で、経済的理由により就学困難な者に対し、奨学資金を貸与する。

○市内中学校、高校に募集要領を送付して奨学金制度の周知を行う。

学校支援課

### 8 学校給食費の支援

○多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、要件に該当する第3子以降の学校給食費の支援を行う。

学校給食課

## 2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

### (1) こどもや母親の健康の確保

#### 1 母子健康手帳交付

○妊娠届け時に、妊娠から出産、出生後の赤ちゃんの成長・発達を記録していく母子健康手帳を交付する。

○母子健康手帳交付と併せて妊娠週数に必要な妊婦健診受診票を発行し、丁寧な面談をすることでハイリスク妊婦を把握し、妊娠期からの切れ目ない支援を実施する。

保健医療課

#### 2 妊婦健康診査事業

○母子手帳交付時に、妊娠週数に応じて、妊婦健康診査受診票を交付する。

○妊婦および胎児の健康状態を把握し、母体の健康管理や胎児の成長を促すことを目的とし、疾病や異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、健康の保持増進を図る。

⇒P89 地域子ども・子育て支援事業(14)

保健医療課

#### 3 周産期医療体制の整備

○周産期医療対策委員会および専門部会を実施することにより、市内における周産期医療体制の状況を把握し、安心してこどもを生み育てる環境づくりを推進するための体制の確保を図る。

保健医療課

#### 4 産後ケア事業

○出産後、安心して子育てができるよう、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間、支援を必要とする母子に対し、心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う。

○市内の産婦人科医療機関2か所で、宿泊型（ショートステイ）、日帰り型（デイサービス）を実施し、あわせて保健センターの助産師等が、自宅を訪問し支援する訪問型（アウトリーチ）を実施する。

⇒P89 地域子ども・子育て支援事業(15)

保健医療課

#### 5 乳児健診の受診票交付

○出生届け時に一人あたり2枚の乳児健診受診票の交付を行う。

○身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な保健指導を行い、乳児の健康を保持増進させる。

○2か月児相談や赤ちゃん訪問等、保健師と出会う場面で乳児健診の重要性を伝え、受診につながるよう取り組む。

○未受診者には電話連絡や訪問などで周知し、受診率の向上を目指し、乳児の健康を保持増進させる。

保健医療課

|    |                         |                                                                                                                                   |       |
|----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 6  | <b>乳児家庭全戸訪問事業</b>       | <p>○子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する。</p> <p>⇒P82 地域子ども・子育て支援事業(5)</p>                              | 保健医療課 |
| 7  | <b>養育支援訪問事業</b>         | <p>○様々な原因により養育支援が必要な家庭へ、専門的相談・指導、助言を行う目的で訪問する。</p> <p>⇒P83 地域子ども・子育て支援事業(6)</p>                                                   | 保健医療課 |
| 8  | <b>乳幼児相談（再掲）</b>        | <p>○保健センターや公民館等において、発育測定、栄養、歯科保健等の乳幼児相談および育児不安についての相談を実施する。</p> <p>○予防接種の受け方などの指導の徹底などを継続して実施する。また、むし歯予防や離乳食の進め方などの指導を継続して行う。</p> | 保健医療課 |
| 9  | <b>すくすく子育て相談会</b>       | <p>○唐津市保健センターにおいて、育てにくさや落ち着きのなさなど支援の必要がある幼児とその保護者に対し、相談会を実施し、育児不安の軽減や虐待予防および適切な療育を促す。</p>                                         | 保健医療課 |
| 10 | <b>電子母子手帳（からつっこ）アプリ</b> | <p>○アプリにより母子健康手帳交付の事前申請を行えるようにする。来庁時には、事前申請内容に応じた支援につなげられる面談対応を行う。</p>                                                            | 保健医療課 |
| 11 | <b>1歳6か月児健診</b>         | <p>○1歳6か月から1歳11か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行う。</p> <p>○今後も未受診者に対して受診勧奨を行い、受診率100%を目指す。</p>                                   | 保健医療課 |
| 12 | <b>3歳児健診</b>            | <p>○3歳6か月から3歳11か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行う。</p> <p>○今後も未受診者に対して受診勧奨を行い、受診率100%を目指す。</p>                                   | 保健医療課 |

|    |                     |                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | <b>2歳児歯科教室</b>      | <p>○2歳児とその保護者に対して、歯科保健の健康教室を実施する。引き続き、口腔保健の意識の向上に努める。</p> <p>○歯科健診を受けることにより、家庭全体でのむし歯予防を推進する。併せて発達や育児不安への支援を実施する。</p> <p>○対象児にとどまらず親子での歯科健診を勧め、家族みんながお口の健康に関心を持ってもらえるような教室にしていく。</p> <p>保健医療課</p> |
| 14 | <b>フッ素塗布事業</b>      | <p>○1歳6か月児健診、2歳児歯科教室の実施時にフッ素を塗布することで歯質を強化し、歯の健康に対する意識を高め、う歯（むし歯）予防につなげる。</p> <p>保健医療課</p>                                                                                                         |
| 15 | <b>フッ素洗口の推進</b>     | <p>○保育所・認定こども園等において集団でフッ素洗口を行うことにより、歯質を強化し、う歯（むし歯）予防につなげる。</p> <p>○継続してフッ素洗口を行うように保育所・認定こども園等をサポートする。</p> <p>○1人でも多くのこどもたちが実施できるように未実施の園に理解を深めてもらい、う歯予防に努める。</p> <p>保健医療課</p>                     |
| 16 | <b>母子保健推進員の活動事業</b> | <p>○こどもたちが心身ともにすこやかに成長するため、地域住民の自主的な地域活動組織を育成し、地域の母子保健の向上を目指す。</p> <p>○地域に密着した活動により母子保健の向上に努める。</p> <p>保健医療課</p>                                                                                  |
| 17 | <b>乳幼児予防接種</b>      | <p>○乳幼児に定期的な予防接種を実施し、疾病の罹患を防ぐ。継続して実施し、疾病のまん延を予防する。</p> <p>○未接種者へ継続して通知や受診勧奨を工夫して実施し、接種率100%を目指し、疾病の罹患とまん延の予防に役立つよう取り組みを行っていく。</p> <p>保健医療課</p>                                                    |

|    |                                                                                                                                                                              |       |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 18 | <b>各種予防接種の受診推奨</b>                                                                                                                                                           |       |
|    | <p>○受診率は上がっているが、麻しん風しんに関する特定感染症予防指針で定められている接種率95%以上という目標は達成できていないため、未受診者に対する通知などの接種勧奨の時期を早めて接種率の向上に努める。</p> <p>○他の予防接種に関しても、接種の目的など周知を図り、接種率を上げるため個人通知や広報の方法など工夫して行っていく。</p> | 保健医療課 |
| 19 | <b>妊婦等包括相談支援事業</b>                                                                                                                                                           |       |
|    | <p>○こども家庭相談室と保健医療課両機能が連携・協働を図るこども家庭センターにより、一体的に相談支援業務を実施する。</p> <p>○妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を両機能で連携・協働できるように情報共有、連携を図っていく。</p>                                                      |       |
|    | ⇒P73 地域子ども・子育て支援事業(1)                                                                                                                                                        | 保健医療課 |
| 20 | <b>親子食育教室</b>                                                                                                                                                                |       |
|    | <p>○離乳食初期の母子を対象に離乳食の必要性和乳幼児期の成長発達を含めた食の大切さ、食に関する知識の普及、および育児支援を図る。</p>                                                                                                        | 保健医療課 |
| 21 | <b>5歳児子育て相談会</b>                                                                                                                                                             |       |
|    | <p>○専門家による個別相談会を実施し、保護者の育児不安の軽減と、5歳児の就学後の不適應を少なくするための支援を行う。</p> <p>○5歳児(年中児)全員を対象とした5歳児健診について、医療機関等の関係機関との連携・調整、課題の整理を行い、実施に向けた体制整備を進めていく。</p>                               | 保健医療課 |
|    |                                                                                                                                                                              | 保健医療課 |

## (2)「食育」<sup>1</sup>の推進

### 1 食生活改善推進員の養成

○厚生労働省の基準の20時間以上のカリキュラムを履修する。6回コースで実施する。

保健医療課

### 2 食生活改善推進協議会

○食生活改善推進協議会による地区組織活動として、伝達講習会やおやこ食育教室等を行い、食育を推進する。

保健医療課

### 3 保育所・認定こども園等や学校における食育推進

○栄養教諭、学校栄養職員と協働しながら食育の推進と学校給食指導の充実を図る。

○地域人材（団体）を活用しながら食育の推進を図る。

○健康づくり推進協議会、健康づくりネットワーク会議を開催し、地域住民や学校や保育会、子育て情報支援センター等連携し、食育推進を図る。

保健医療課／学校教育課／こども家庭課／学校給食課

<sup>1</sup> 食育：食に関する様々な経験を通し、食の知識、選ぶ力を身につけ、生涯にわたり元気を作る食生活を実践できる力を育むこと。

### (3) 思春期保健対策の充実

#### 1 唐津市青少年支援センターでの相談活動

- 青少年の健全育成および非行を防止するための相談活動を行う。
- 早期に相談可能な体制を目指すため、学校および関係機関との連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーおよび臨床心理士を積極的に活用する。

生涯学習文化財課

#### 2 性に関する指導支援事業（県事業）

- 若年期からの性に関する正しい知識の普及を目的として、主に小学4～6年生、中学2年生を対象に、学校医または産婦人科協力医等による講演会等を実施する。

学校教育課

#### 3 性や性感染症予防に関する学習

- 小・中学生において、エイズ教育・性教育の学習を行う。
- 発達段階を考慮しながら系統的に「エイズ教育」を継続して実施する。

学校教育課

#### 4 防煙教育

- 学童期・思春期における心身の健康、豊かな人間性を育むことを目的として、防煙教育を実施する。
- 保健分野で発達段階に応じた指導を継続して実施する。

学校教育課

#### 5 中学校子育てサロン

- 中学校内に子育て支援サロンを設置し、中学生が乳幼児親子とふれあう機会を作り、命の大切さ、家族、地域への感謝の心を育むとともに、将来の父親像、母親像を描くことを目的として実施する。

生涯学習文化財課／学校教育課

### (4) 小児医療の充実

#### 1 地域連携小児救急センター

- 児童の急病に対応するため、平日は20時から翌朝の6時まで、土曜日の18時から翌朝の6時まで、日曜日・祝日の9時から翌朝6時まで小児救急センターにおいて診療を行う。

保健医療課

### 3 こどもの心身のすこやかな成長に貢献する教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

##### 1 中学校子育てサロン（再掲）

○中学校内に子育て支援サロンを設置し、中学生が乳幼児親子とふれあう機会を作り、命の大切さ、家族、地域への感謝の心を育むとともに、将来の父親像、母親像を描くことを目的として実施する。

生涯学習文化財課／学校教育課

##### 2 男女共同参画推進の講演会、セミナー等の開催

○家庭や地域でこどもに関わる周囲の大人に対して、無意識の偏見や性別役割分担意識を解消するような講演会やセミナー等を開催する。

○YouTube動画を作製するなど、集まるだけではない啓発の方法を引き続き工夫していく。

男女共同参画課

##### 3 職場体験活動

○こどもたちが自分の夢である職業、興味のある職業について調べ、体験学習を行う。

学校教育課

#### (2) こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

##### 1 スクールカウンセラー事業

○児童の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するカウンセラー<sup>1</sup>を配置し、小学校におけるカウンセリング機能を充実させる。中学校においては県の事業で実施。

⇒ヤングケアラーへの支援

学校教育課

##### 2 スクールソーシャルワーカーの配置

○問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整を行い、学校内におけるチーム体制の構築、支援を行う。

○県事業として実施しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー<sup>2</sup>の活用を充実させる。

⇒ヤングケアラーへの支援

生涯学習文化財課

1 スクールカウンセラー：児童・生徒に対する相談のほか、保護者および教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う心理の専門職。

2 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が生活の中で抱えている、日常生活上の悩みやいじめ・暴力行為、虐待など様々な問題の解決に関わる専門職。

|    |                                                                                                                                                                                                                    |               |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3  | <b>心の教育</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳および全教育活動の中で、道徳的心情や道徳的実践を行う。</li> <li>○「ふれあい道徳」（年に1回は保護者や地域の方が道徳の授業に参加して学ぶ取り組み）を充実させる。</li> </ul>                                                             | 学校教育課         |
| 4  | <b>健康・レクリエーションスポーツの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民スポーツ大会、地域スポーツ大会等の開催、スポーツ推進委員によるスポーツ教室等を開催する。</li> <li>○スポーツ推進委員を各種研修会へ派遣し、地域における指導者の育成を進める。</li> <li>○さらなる普及や成長につながる事業ができないか検討していく。</li> </ul> | スポーツ振興課       |
| 5  | <b>ふれあい活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○お年寄りや専門知識を身につけた地域人材を活用し、ふれあい活動等を実施する。</li> </ul>                                                                                                             | 学校教育課         |
| 6  | <b>フリー参観</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設定された授業参観日だけでなく、いつでも参観できる環境を整える。</li> <li>○「唐津市教育の日」の授業参観の継続とともに、学校はいつでも自由に参観できる準備があることを地域、保護者へ啓発する。</li> </ul>                                               | 学校教育課         |
| 7  | <b>学校評議員制度</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校、家庭および地域が連携協力しながら一体となって、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校評議員を置く。</li> </ul>                                                                                       | 学校教育課         |
| 8  | <b>幼保小の連携教育</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童期の指導上の問題や保育所・認定こども園等から小学校への円滑な接続を行うため、保育所・認定こども園等・小学校が連携していく。</li> <li>○幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教諭や保育士の資質向上を目的に合同研修会を実施する。</li> </ul>                         | 学校教育課         |
| 9  | <b>施設整備の推進と有効利用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校体育施設の開放、施設の利用状況の情報提供を行う。</li> <li>○年次的な改修計画を立て、社会体育施設の改修を行う。</li> </ul>                                                                              | 教育総務課／スポーツ振興課 |
| 10 | <b>教育支援室「スマイル」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校児童・生徒に対して、指導員が学校と連携しながら教育支援を行う。</li> </ul>                                                                                                           | 学校教育課         |

**(3) 家庭や地域の教育力の向上****1 いきいき学ぶからっ子育成事業**

○地域人材を活用した体験活動などを通じ、各学校や地域の実情に応じて地域と連携し、豊かな心で自ら学び成長意欲に満ちた児童・生徒の健全育成を図る。

○活動内容は積極的にプレスリリースを行い、家庭や地域に発信を行うとともに、リーフレットを作成するなど活動内容や事業効果をアピールしていく。

学校教育課

**2 家庭教育の充実**

○家庭教育講座（読書活動等）を通じ、家庭教育力の向上を目指す。また、学校やPTAが中心となり講演会を開催し、家庭教育力の必要性を啓発する。

学校教育課／生涯学習文化財課

**3 本が育む親子の絆事業（ブックスタート事業・絵本とこんにちは事業）**

○生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期に絵本をプレゼントし、こどもに読書の習慣を定着させることで今後の人生を豊かなものとする。

○こどもたちを対象にしたイベントを開催し、本への興味を促してこどもの読書活動の推進を図る。

近代図書館

**4 文化芸術活動の推進**

○学校や地域において文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実する。

観光文化課

**5 たくましいからっ子育成事業**

○家庭・学校・地域が連携し、青少年の思いやりの心や社会性、主体性、創造性など心豊かな人格形成に貢献するため、自然体験、社会活動体験、郷土学習、世代間交流等の活動を実施する。

生涯学習文化財課

**6 地域資源の有効活用**

○公民館、自治公民館等を家庭教育および地域教育の場として活用する。

○地域活動の中心となる各公民館において実施している家庭教育事業および地域教育事業について周知する。

生涯学習文化財課

**7 農業体験・漁業体験等の実施**

○小学校および地域において、各種体験等を実施する。地域およびJA等の協力を得て、地域一体となった本物に触れる体験活動等を実施する。

○いきいき学ぶからっ子育成事業を活用して、多くの小学校で農業・漁業体験等を実施する。

学校教育課

## 8 奉仕活動・体験活動推進事業

○奉仕活動を通し、地域活動の活性化を目指しつつ人との関わりを学習する。地域の人が協力、参加しやすい活動となるように努める。

○いきいき学ばからつっ子育て事業を活用して、多くの小中学校でボランティア活動の実施を推進する。

学校教育課

## 9 多文化共生の理解推進

○多文化共生や国際交流に関するワークショップ等を開催し、多様性の理解を深め、多文化共生の意識醸成を図る。

地域づくり課

# (4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

## 1 有害環境の浄化活動

○青少年の健全育成および非行を防止するため、犯罪発生箇所、たまり場等の重点地域の巡回および相談・補導等の活動を行う。

○地域を含めた見守り活動を実施する。

生涯学習文化財課

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 良質な住宅および居住環境の確保

#### 1 公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の検討

○公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を目的とする。多子世帯向け優先入居となる特定目的の住宅はないが、多子世帯については、入居者の選考に際し公開抽選における当選率の優遇措置を行う。

建築住宅課

#### 2 市営住宅等についての情報提供

○市営住宅の入居補欠者募集（定期：毎年6月）や、空き家等が発生した場合の随時募集について、市報掲載による情報提供のほか、ホームページや行政放送でも情報提供を行う。

○県営住宅の入居補欠者募集についても同様に、市報掲載およびホームページや行政放送でも情報提供を行う。

建築住宅課

#### 3 シックハウス対策の推進

○設計時点で、ホルムアルデヒド発散レベルの最も低いフォースター以上の建材を選定し対応する。

建築住宅課

### (2) 安全な道路交通環境の整備

#### 1 こどもやこども連れ等の交通弱者に配慮した道路環境づくり

○防護柵や道路反射鏡など、交通安全施設の整備を行う。

○唐津市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩道等のバリアフリー化を進める。

○唐津市通学路安全推進プログラムに基づき、小学校の通学路の点検と対策を行い、こどもやこども連れにも配慮した道路環境づくりを進める。

道路河川管理課／学校支援課

### (3) 身近な生活圏における公園の整備

#### 1 こどもが安心して利用できる公園づくり

○日常的に利用する身近な公園（児童公園、児童遊園など）については、公園の充足状況や利用状況等を考慮しながら、再配置を推進する。

○老朽化した遊具などの公園施設の更新や、適切な維持管理により、公園の利用環境を整備する。

都市計画課

## (4) 安心して外出できる環境の整備

### 1 施設のバリアフリー化の推進

○公的施設等において、段差解消、自動ドア、エレベーターの設置やこども連れに配慮した多目的トイレ、授乳室の設置など、バリアフリー化を推進する。

関係各課

### 2 公共施設等におけるユニバーサルデザイン化

○施設の改修・更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい施設への改善を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮するなど、市民のニーズも考慮し、機能性の向上に努める。

関係各課

### 3 関係機関・団体と連携したパトロール活動

○PTAや地域団体と連携して、登下校時間帯や夜間にこどもを見守る防犯活動を行う。

学校教育課

### 4 こども110番の家

○こども110番の家の設置により、地域全体における防犯体制づくりを行う。

○こどもが犯罪等に遭ったときの避難場所とし、犯罪被害発生の防止につなげる。

生涯学習文化財課

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### (1) 多様な働き方の実現およびワーク・ライフ・バランスの推進等

#### 1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発

- 労働者の勤務時間の調整や有給休暇および育児休業の取得などについて、事業所等に対して啓発を行い、男女を問わず子育てに取り組める環境づくりを進める。
- ポスターやチラシ等の配布をはじめ、広く機会を捉え啓発を行う。

商工振興課

#### 2 男女共同参画と女性活躍推進の講演会、セミナー等の開催

- 男女がともに働きやすい職場環境づくりのため、企業の経営者や管理職に対して、意識啓発を促す講演会やセミナー等を開催する。
- 講演会やセミナー以外でも、より効果的な啓発の方法を引き続き検討する。

男女共同参画課

### (2) 仕事と子育ての両立の推進

#### 1 延長保育事業（再掲）

- 保護者の負担軽減のため、保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う。

⇒P74 地域子ども・子育て支援事業(2)

こども家庭課

#### 2 病児・病後児保育（再掲）

- 病気の回復期にあるこどもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる。
- 病後児対応型と体調不良児対応型を行う。
- 当該事業実施施設の周知を行う。

⇒P87 地域子ども・子育て支援事業(12)

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

#### 3 ファミリー・サポート・センター事業（ラビットくん）（再掲）

- 子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」において、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
- 子育て緊急サポートセンターのサポーター養成講座を実施する。

⇒P88 地域子ども・子育て支援事業(13)

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課

#### 4 事業所内託児所への支援

- 労働者を多数雇用する事業所において様々な就労形態に応じた保育を提供している事業所内託児所に対し、必要に応じて立入調査等を行い、安全な保育を確保するための助言等を行う。

こども家庭課

## 6 こども等の安全の確保

### (1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

#### 1 園児の交通安全教室

○園児に向けて交通安全教室を行い、交通安全教育を進める。

道路河川管理課

#### 2 児童・生徒の交通安全教室

○児童・生徒に対する交通安全教育を実施する。

○新1年生の新学期の事故をはじめ、低学年の事故が多発していることから、引き続き交通安全教室等を通して交通安全教育を充実させる。

学校教育課

#### 3 交通安全運動の実施

○年4回の交通安全県民運動時に警察および交通安全指導員会等と連携し、啓発活動を行い、交通安全思想の普及と交通事故の防止を進める。

○高齢者に特化した普及活動については、免許返納後の支援サービスの周知を行う等、高齢者支援課と連携し進めていく。

道路河川管理課

### (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### 1 学校関係者や関係団体等との情報交換

○青少年育成協議会や民生委員、駐在員、警察との定期的な情報交換の場を設定する。

学校教育課

#### 2 関係機関・団体や地域住民への犯罪等に関する情報の提供

○情報提供の手段として、「家庭連絡ツール」を有効活用し、声かけ事案等を学校や保護者等と共有し、個人情報に留意しながら注意喚起を行う。

学校教育課

#### 3 こどもを対象とした防犯指導

○不審者侵入や不審者の声かけに対する防犯教室を実施する。

学校教育課

#### 4 こども110番の家（再掲）

○こども110番の家の設置により、地域全体における防犯体制づくりを行う。

○こどもが犯罪等に遭ったときの避難場所とし、犯罪被害発生の防止につなげる。

生涯学習文化財課

### (3) 虐待被害に遭ったこどもの保護の推進

#### 1 要保護児童対策地域協議会

○要保護児童対策地域協議会<sup>1</sup>において、実務者会議、個別ケース検討会議を行い、支援方法の検討を行う。

○こども家庭相談室が事務局となり、要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携強化に努める。

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭相談室

1 要保護児童対策地域協議会：要保護児童の保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関や児童の福祉に関連する職務に従事する者などにより構成される協議会。

## 7 配慮が必要なこどもと家庭への取り組みの推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### 1 母子保健事業による虐待防止の推進

○こどもの人権が守られるよう、妊娠・出産期から母子と接する家庭訪問、各種健診等の母子保健事業を活用し、児童虐待のリスクの早期発見、関係機関の連携による早期の対応につなげる。

保健医療課

#### 2 育児相談機能の強化

○こども家庭センターおよび子育て支援センターで相談、情報提供等を行う。各相談機関の周知を行い、気軽に相談できる体制を整える。

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭課／こども家庭相談室／保健医療課

#### 3 育児サークル等の機会の提供

○保護者の地域での孤立化を防ぐため、乳幼児相談や家庭訪問時に育児サークル参加を呼びかける。

○乳幼児相談や幼児健診時に情報の提供を継続して行う。

保健医療課

#### 4 要保護児童対策地域協議会（再掲）

○要保護児童対策地域協議会において、実務者会議、個別ケース検討会議を行い、支援方法の検討を行う。

○こども家庭相談室が事務局となり、要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携強化に努める。

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭相談室

#### 5 児童相談所の周知と連携

○佐賀県北部児童相談所<sup>1</sup>（唐津保健福祉事務所内）は、児童虐待などの養護相談だけでなく、非行相談やこどもの発育・発達などこどもに関する悩みや心配ごとの相談機関であることを市民に周知する。

○児童虐待発生時は、佐賀県北部児童相談所と連携し、迅速・的確な対応につなげる。

⇒ヤングケアラーへの支援

こども家庭相談室

1 児童相談所：児童福祉法に基づき設置された児童福祉の専門機関のこと。18歳未満のこどもに関する相談や助言、問題児童の指導、一時保護など広範な業務・役割を担っている。佐賀県北部児童相談所は唐津保健福祉事務所内にある。

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

|   |                           |                                                                                                 |              |
|---|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 | <b>児童扶養手当</b>             | ○母子家庭、父子家庭等の生活の安定と自立を促進するため、一定の所得を超えない児童の母親等に児童扶養手当を支給する。                                       | こども家庭課       |
| 2 | <b>ひとり親家庭等医療費助成</b>       | ○母子家庭、父子家庭および父母がいない児童等に対して、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目指す。                            | こども家庭課       |
| 3 | <b>母子父子寡婦福祉資金貸付金</b>      | ○母子家庭の母親、父子家庭の父親および寡婦の生活安定や扶養しているこどもの福祉増進のため、各種資金の貸付を行う。                                        | こども家庭相談室／佐賀県 |
| 4 | <b>母子生活支援施設</b>           | ○18歳未満のこどもを養育している母子家庭の母親が、生活上の様々な事情により、こどもの養育が十分できない場合に、こどもと一緒に入居できる施設であり、生活相談や援助を進めながら自立を支援する。 | こども家庭相談室     |
| 5 | <b>母子・父子自立支援員</b>         | ○母子家庭の母親、父子家庭の父親および寡婦に対し、就業等に関する支援を行い、関係機関との連携を図り相談支援を充実させ、自立の促進を図る。                            | こども家庭相談室     |
| 6 | <b>鉄道（JR）運賃の割引</b>        | ○児童扶養手当を受けている母子家庭等が通勤にJRを利用する場合に運賃を割引する。<br>○制度周知を行い、適切に事業を実施する。                                | こども家庭課       |
| 7 | <b>母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業</b> | ○認定を受けた資格取得を目的とする養成機関において6か月以上修業する母子家庭の母親および父子家庭の父親に対して、給付金を支給し生活負担の軽減を図る。                      | こども家庭相談室     |
| 8 | <b>母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業</b> | ○認定を受けた職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母親および父子家庭の父親に対して、給付金を支給し自立促進を図る。                                | こども家庭相談室     |

### (3) 経済的に困窮する妊産婦への支援

#### 1 助産施設

○経済的理由により入院助産が受けられない妊産婦に対し、入院助産ができるように支援する。

こども家庭相談室

### (4) 障がい児施策の充実

#### 1 障がいのあるこどもがいる家庭への経済的援助事業

- 特別児童扶養手当を支給する。
- 障害児福祉手当を支給する。
- 重度心身障害者医療費助成事業を実施する。

障がい者支援課

#### 2 児童発達支援

- 発育・発達に不安のある小学校就学前のこどもや障がいのあるこどもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。
- 一部の事業所で、こどもとその保護者が一緒に通所し、必要な療育を受けることができるよう支援する。

⇒ヤングケアラーへの支援

障がい者支援課

#### 3 放課後等デイサービス

- 学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのあるこどもに、授業の終了後または休業日に、生活能力向上のための訓練などを行う。

⇒ヤングケアラーへの支援

障がい者支援課

#### 4 日中一時支援事業

- 在宅の障がいのあるこどもやその家族に対する支援として、日中を限度とした一時見守りを実施する。

⇒ヤングケアラーへの支援

障がい者支援課

#### 5 居宅介護（ホームヘルプサービス）

- 在宅の障がいのあるこどもに対する支援として、身体介護等の居宅介護（ホームヘルプサービス）を実施する。

⇒ヤングケアラーへの支援

障がい者支援課

#### 6 短期入所（ショートステイ）

- 強度行動障害等、特性の強いこどもが利用希望に至る場合が多い。必要に応じて北部地域障がい者相談支援センターと連携し社会資源不足による課題に取り組んでいく。

⇒ヤングケアラーへの支援

⇒ヤングケアラーへの支援

|    |                                                                                                                                            |         |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 7  | <b>放課後児童クラブへの障がいのあるこどもの受け入れ</b>                                                                                                            |         |
|    | ○障がいのあるこどもの受け入れを進めるため、引き続き各種研修の案内を事業所に周知していく。                                                                                              |         |
|    |                                                                                                                                            | こども家庭課  |
| 8  | <b>自立支援医療（育成医療）</b>                                                                                                                        |         |
|    | ○身体に障がいのあるこども、またはそのまま放置すると将来、障がいが生ずると認められる疾患があるこどもで治療効果が期待できる場合、指定医療機関において医療の給付を受けることができる。                                                 |         |
|    |                                                                                                                                            | 障がい者支援課 |
| 9  | <b>障がいのあるこどもの保護者に対する育児相談の充実</b>                                                                                                            |         |
|    | ○北部地域障がい者相談支援センターにて、障がいのあるこどもや障がいのある可能性のあるこども、またそのこどもの家族等が抱えている不安や悩みに関する相談を、電話または訪問等により受け付け、必要に応じて専門機関等への連絡・調整等を行う。                        |         |
|    |                                                                                                                                            | 障がい者支援課 |
| 10 | <b>教育支援委員会による教育支援</b>                                                                                                                      |         |
|    | ○児童・生徒の就学について、適正な教育支援、特別支援教育の充実および地域社会への啓発を行う。                                                                                             |         |
|    |                                                                                                                                            | 学校教育課   |
| 11 | <b>特別支援学級の実環境づくり</b>                                                                                                                       |         |
|    | ○小中学校において、特別支援学級の児童・生徒が通常学級と一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、ともに学ぶ環境づくりを進める。                                                                   |         |
|    |                                                                                                                                            | 学校教育課   |
| 12 | <b>教職員の資質向上</b>                                                                                                                            |         |
|    | ○全教職員が障がいの有無にかかわらず、こどもの人権への配慮を正しく理解するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を考慮し、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育を充実させる。 |         |
|    |                                                                                                                                            | 学校教育課   |
| 13 | <b>保育士等の確保・資質向上</b>                                                                                                                        |         |
|    | ○引き続き、保育士等への障がい児への支援に関する知識・技術の向上を図るため、各種研修会の情報提供を行い、参加を促す。                                                                                 |         |
|    |                                                                                                                                            | こども家庭課  |
| 14 | <b>母子保健事業と療育事業の連携強化</b>                                                                                                                    |         |
|    | ○市関係各課や唐津保健福祉事務所等と情報を共有し連携を行う。                                                                                                             |         |
|    | ○唐津保健福祉事務所での「ことばの相談」等に情報共有、連携を行う。                                                                                                          |         |
|    | ○各児童発達支援事業所との連携を行う。                                                                                                                        |         |
|    |                                                                                                                                            | 保健医療課   |

|    |                                                                                                                                           |                |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 15 | <b>障がいのあるこどもの受け入れの促進</b> <p>○障害児福祉サービス事業所と連携し、保育所等訪問支援の支給決定を行う。</p> <p>○医療的ケア児の受け入れについて継続的に児童を支援していくため、定期的にケース会議を実施し、適切なケアが行えるよう支援する。</p> | こども家庭課／障がい者支援課 |
| 16 | <b>特別支援教育就学奨励費</b> <p>○特別支援学級等で学ぶ障がいのある児童・生徒の保護者に対し、世帯の経済状況（所得等）に応じて、給食費や学用品費等の援助を行う。</p>                                                 | 学校支援課          |
| 17 | <b>学校における進路指導の充実</b> <p>○障がいのあるこどもの有する可能性を活かし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について関係機関に働きかける。</p>                      | 学校教育課          |
| 18 | <b>学校教育施設のバリアフリー化の推進</b> <p>○学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置を充実させるとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリー化を進める。</p>  | 教育総務課          |

## （５）社会的養護が必要なこどもへの施策

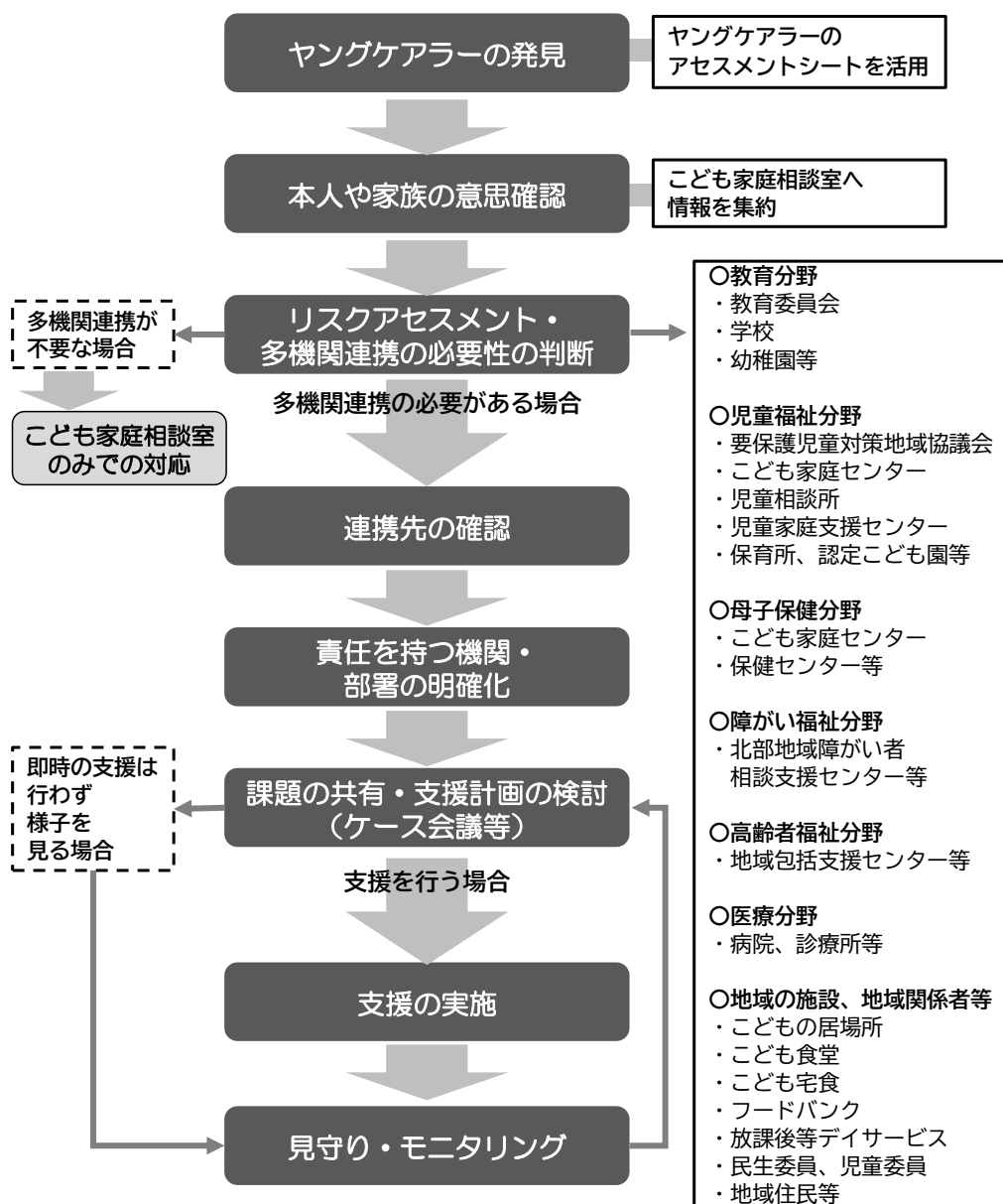
|   |                                                                                         |     |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | <b>里親制度</b> <p>○保護者の障がい、死亡、貧困、虐待などにより自分の家庭で暮らすことができないこどもを、児童福祉法に基づいて登録された里親が養育する制度。</p> | 佐賀県 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|

## （６）ヤングケアラーへの支援

|   |                                                                                                                       |                 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 | <b>ヤングケアラーへの支援</b> <p>○教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携して、ヤングケアラーの早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。</p> <p>⇒ヤングケアラーへの支援</p> | こども家庭相談室および関係各課 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|

## ヤングケアラー（18歳未満）支援の流れ

### ヤングケアラー支援の基盤づくり



- 1 支援体制・連携体制の構築、整備
- 2 個別ケースの多機関連携による支援体制づくり
- 3 支援機関・支援関係者・地域住民向け人材育成、研修
- 4 地域住民・児童生徒向け周知啓発